

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 41

許認可等の内容		海岸保全区域の占用の許可
根拠法令及び条項		海岸法第7条第1項
審 査 基 準	関係条項	海岸法第7条第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	未設定 (法令等に明確に規定されているため)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (令和3年7月1日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30日 (休日は含まない)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--